

# 「県産農産物サポート店」登録実施要領

平成16年6月15日農林部長決裁

平成23年4月1日最終改正

## 1 目的

県民が手軽に県産農産物を購入でき、また県産農産物を利用した食品や料理が食べられるよう、県産農産物を積極的に利用している小売店、食品製造業者、飲食店及び卸売業者を「県産農産物サポート店」として登録するとともに、地産地消シンボルマークを店舗等に掲示し、県産農産物の利用を促進する。

## 2 県産農産物サポート店登録の要件

- (1) 小売店においては、概ね年間を通じて県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を取り扱っていること。
- (2) 食品製造業者においては、県産農産物を利用した加工品又は調理品を製造していること。
- (3) 飲食店においては、概ね年間を通じて県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を取り扱っていること。
- (4) 卸売業者においては、概ね年間を通じて県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を取り扱っていること。

## 3 県産農産物サポート店の役割

- (1) 消費者の求める県産農産物又は県産農産物を利用した加工品、調理品、料理を積極的に提供できるよう努める。
- (2) 店舗等には地産地消シンボルマークを掲示するとともに、消費者に利用している農産物や関連情報の説明ができるように努める。

## 4 県産農産物サポート店登録の手続き

- (1) 県産農産物サポート店の登録を受けようとする者は、別紙1の申請書に必要事項を記入の上、農業ビジネス支援課（直接又は農林振興センターを經由）に提出するものとする。
- (2) 登録の要件に適合した場合は、地産地消シンボルマークを配布するとともに、埼玉県ホームページの農業ビジネス支援課のページに掲載する。

## 5 登録の抹消及び変更

2の要件を満たさなくなった場合又はサポート店から登録抹消の申請があった場合は登録を抹消するものとする。また、登録内容に変更があった場合は変更の届出をするものとする。

抹消、変更の手続きは別紙2の申請書に必要事項を記入の上、農業ビジネス支援課（直接又は農林振興センターを經由）に提出するものとする。

## 6 「埼玉県特別栽培農産物利用店」との関係

「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定実施要領5の指定を受けた飲食店は、要領4の登録を行ったものとみなす。「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定期間終了後も登録は継続する。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、「県産農産物サポート店」登録について必要な事項は別に定めるものとする。

### 附則

- この要領は、平成16年6月15日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年8月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 県産農産物サポート店登録申請書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(会社等名)

(代表者名)

(住所、電話番号)

記名押印又は自署

県産農産物サポート店の登録をしたいので、下記のとおり申請します。

## 記

店舗等名		住 所	
電話番号		メールアドレス	
ホームページ			
区 分	小売店 食品製造業者 飲食店 卸売業者 (いずれかを○で囲んでください)		
特 徴	<p>※ 小売店においては、取り扱っている農産物の種類、産地等の紹介、店のPR等を記載してください。</p> <p>※ 食品製造業者においては、利用している農産物の種類、製品紹介、店のPR等を記載してください。</p> <p>※ 飲食店においては、県産農産物を利用したメニュー紹介、店のPR等を記載してください。</p> <p>※ 店舗、商品等の写真を添付してください。</p>		

※ 店舗が複数の場合は、記以下の表を店舗ごとに作成してください。  
 該当が無い項目については、-を記入してください。  
 登録する関係上、電子データでも提出いただけると幸いです。

別紙2

県産農産物サポート店登録抹消・登録内容変更届出書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(会社等名)

(代表者名)

記名押印又は自署

県産農産物サポート店の登録抹消・登録内容変更をしたいので、下記のとおり届け出します。

記

(抹消の場合)

抹消理由

(変更の場合)

変更内容

※留意事項

必要のない項目に取消ラインをお願いします (例 ~~登録抹消~~・登録内容変更)